

地域指定年度	昭和 4 5 年度
整備計画策定年度	昭和 4 7 年度
計画見直し年度	昭和 5 7 年度 昭和 6 3 年度 平成 5 年度 平成 1 0 年度 平成 1 5 年度 平成 2 2 年度

## 小清水町農業振興地域整備計画書

平成 2 2 年 6 月

北海道斜里郡小清水町

## 小清水町農業振興地域整備計画書目次

第1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1～2
イ 農用地区域の設定方針	2～3
(2) 農業上の土地利用の方向	3～4
ア 農用地等利用の方針	3～4
イ 用途区分の構想	4
ウ 特別な用途区分の構想	4
2 農用地利用計画	4
用途区分	5
第2 農業生産基盤の整備開発計画	6
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2 農業生産基盤整備開発計画	6
3 森林の整備その他林業の振興との関連	6
4 他事業との関連	6
第3 農用地等の保全計画	7
1 農用地等の保全の方向	7
2 農用地等保全整備計画	7
3 農用地等の保全のための活動	7
4 森林の整備その他林業の振興との関連	7
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の 促進計画	8～9
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に 関する誘導方向	8～9
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	8
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	9
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図 るための方策	9
3 森林の整備その他林業の振興との関連	9
第5 農業近代化施設の整備計画	10
1 農業近代化施設の整備の方向	10
2 農業近代化施設整備計画	10

3	森林の整備その他林業の振興との関連	10
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	11～12
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	11
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	11
3	農業を担うべき者のための支援活動	12
4	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	13
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	13
2	農業従事者の安定的な就業を図るための方策	13
3	農業従事者就業促進施設	13
4	森林の整備その他林業の振興との関連	13
第8	生活環境施設の整備計画	14
1	生活環境施設の整備の目標	14
2	生活環境施設整備計画	14
3	森林の整備その他林業の振興との関連	14
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	14
第9	附図	別添
1	農用地利用計画	

## 第1 農用地利用計画

### 1. 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

本地域は、北海道の北東部、オホーツク総合振興局内の東側にあり、北はオホーツク海に面しており、南は釧路総合振興局弟子屈町に、西は網走市と大空町、東は清里町と斜里町に接し総面積は287.04平方キロメートル、人口5,753人（平成22年3月末）とする農業を基幹産業とする町である。

気象はオホーツク海の影響を受ける「オホーツク海区型気候」と内陸性気候に近い「亜寒帯多雨気候区」の2つの様相が連結混交する気候環境であり、平成18年の平均気温は6.5℃で、最高気温は33.9℃、最低気温が-22.6℃、降水量946mm、日照時間1,601.6時間となっている。

また、地形は南界を走る北見山地が形成する南部山岳地帯から、緩やかに北に向かって低下し、オホーツク海岸に達する傾斜状地が続いている。国有林におおわれた南部山岳地帯から中部地帯にかけては幾条もの丘陵が南北に走っている。

土地利用の現況は、全体の54%が森林・原野で、約40%が農用地、その他6%となっており、地域の産業形態は農林水産、観光、サービス業等であるが、主体は農業を中心とする純農山村地帯である。

人口については、近年若年層の都会流出と農家の離農等により過疎化が進展してきたが、この傾向は、将来に向け緩やかに推移するものと予想される。しかし、地域の動向としては、都市化、工業化などに進展する望みは薄く、都市計画、工場産業の配置計画構想も見られていない。最近の傾向としては市街地周辺の宅地化が徐々に進み、定住による市街地形成が拡大している。

基幹産業である農業については、てん菜、馬鈴しょ、小麦等を重点作物とする寒冷地農業が確立され、農用地等の適正異動、集団化、大型農業機械を主体とする高能率機械の導入、新技術の普及等により、農業の近代化、経営規模の拡大を図っているが、さらに土地生産基盤の拡充整備、並びに経営近代化施設の整備充実を積極かつ総合的に推進して、安定した生産性の高い自立経営農家の育成をはかる。

また、近年における本町農業は、農業従事者の高齢化や農家子弟の農業就業の減少をはじめ、農畜産物の輸入自由化や生産価格の低迷など厳しい状況下に置かれているが、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ農業が今後とも安定的な発展を図るためには、地域特性を生かした作物の導入や意欲と能力のある農業者の育成、生産性が高く環境に配慮した低コストで高品質な農畜産物の生産、食生活の変化に対応した加工・流通・販売や活力と潤いのある農村社会を確立する必要がある。

このため、自然的条件を生かした適地適作に努め、畑作・野菜・酪農・畜産等今後の農業生産の方向を明らかにし、それに沿った合理的な生産基盤の整備、農業近代化施設の整備、農地の集積と流動化、農村生活環境の整備を積極的に推進するため、効率的で合理的な土地利用を図ることとする。

このため、小清水町農業振興計画（5カ年計画）に基づき、振興施策を推進するとともに、

適正な土地利用計画を明確にし、優良農地の確保を図り、農業生産の効率化、集団化を推進するものとし、次のように目標を定める。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (H. 22年)	10,706	37	297	1	3,613	13	363	1	0	0	13,725	48	28,704	100
目標 (H. 27年)	10,658	37	301.5	1	3,613	13	364	1	0	0	13,767.5	48	28,704	100
増減	▲48		4.5		-		1		-		42.5		-	

(注) ( ) 内は混木林地面積である

イ 農用地区域の設定方針

①現況農用地についての農用地区域の設定方針

本区域内にある現況農用地10,706haのうち、おおむね次に掲げる40haを除いた約10,666haについて農用地区域を設定し、我が国の安定した食料生産基地としての一役を担って行く方針である。

a 次に掲げる地域、地区及び施設等の整備に係る農用地

地域、地区及び施設等の具体的な名称及び計画名	位置 (集落名)	面積			備考
		農用地	山林 その他	計	
河川区域	字神浦 字上徳 字小清水 字倉栄 字中里 字浜小清水 字北斗 字水上 字美和 字止別	0ha	32ha	32ha	止別川、ポン止別川
計			32	32	

b 集落区域内連接集合して存在する住宅、農業用施設用地、商店等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域に介在する農用地。

該当集落数 1 (小清水市街地) 該当農地面積 約7ha

- c 自然的な条件から見て農業の近代化を図ることが相当でない認められる次に掲げる農地なし
- d その他
  - (a) 中心集落の整備（中小企業の誘致、住宅の建設等）に伴って拡張の対象となる小清水集落内農用地約1ha。
  - (b) 国道39号線道路沿線市街地として開発が進みつつある浜小清水集落内農用地約0.5ha、止別集落内農用地約0.5ha。

②現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、①において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する方針である。

農業用施設の名称	位置（集落名）	面積	農業用施設の種類
美和牧場	小清水町字美和	2.5ha	牛舎、農機具保管庫、管理舎、パドック外
計		2.5ha	

③現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域における農用地の利用状況は、大別して畑と採草放牧地に分かれ、それに若干の混牧林が介在しているが、地域の農業経営形態は、てん菜、馬鈴しょ、小麦の3作物を主体とする畑作専業経営、これについて、畑作酪農経営と生乳生産を主体とする酪農専業経営の3形態を基本としている。

将来の農用地の利用の方向は、自然条件および現況の経営類型からみて、畑を主体とし、その他については、採草放牧地としての活用をはかる。畑については、既に一部、国営・道営等規模による土地基盤の整備が実施され、生産の効果を挙げており、今後も未利用地の開発、土地生産基盤の整備を推進し、それに対応した農業技術および大型農業機械の導入等により、今後さらに寒冷地帯として安定した大規模農業を営むため、高度な活用をはかる。また、酪農の振興については、公共草地の積極的な利用を推進および生産基盤の整備により、生産性の高い酪農経営を育成する。

そのため、次のとおり利用方向を示すものとする。

区分 地区名	農地			採草放牧地			農業用施設用地			計			森林 原野 等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
小清水	10,016	9,968	△48	690	690	-	297	301.5	4.5	11,003	10959.5	△43.5	15,305
計	10,016	9,968	△48	690	690	-	297	301.5	4.5	11,003	10959.5	△43.5	15,305

単位：h a

#### イ 用途区分の構想

本地域は、止別川を境界として、右岸側区域と左岸側区域に分割し、現況の用途区分を基本とする。農用地区域は、ほぼ全区域で国営・道営規模による排水・土層改良事業等が施行されており、将来にわたって農地として利用する。今後、農用地の集団化等農業生産の合理化をさらに推進するとともに、総合的な土地改良事業を継続して実施する。採草放牧地についても、大きな変化は予想されず、草地更新等を計画的に推進していく。

森林・原野等について、農地として開発可能な地域がほとんどない状況である。

#### ウ 特別な用途区分の構想

なし

## 2. 農用地利用計画

下記のとおり

地区・区域 記号	用 途 区 分
	<p>農地 : 採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地を区分した区域外。</p> <p>採草放牧地 : 字神浦の神浦牧場、字上徳の上徳牧場、字美和の美和牧場の区域。</p> <p>農業用施設用地 : 字神浦 4 番地の 1 他</p> <p>農業用施設用地 : 農用地区域内に介在し又は隣接するもののうち農業者等の所有する農業用施設用地。</p> <p>農業用施設用地 : 澱粉工場 字共和 124-1 他土地。 : 小麦乾燥調整保管施設 字美和 434-3 他土地。</p>



## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1. 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域の農用地は、大別して低大地と高大地に分かれ、低大地は低位泥炭地で、高大地は火山灰の軽砂地帯に分けられる。土地基盤の整備については、本町に点在する低位過湿地帯の明渠及び暗渠排水整備事業を始めとし、農用地開発事業等一連の土地改良事業を実施している。農業の近代化、農業機械の大型化に伴う農用地の拡大と効率化のため、土地条件の整備、開発を図るため、畑地かんがい・農地開発・区画整備事業を実施、合わせて生産基盤の整備として、土層改良・明暗渠排水事業を実施すると共に農用地の集団化等地域の実態に即した耕地整備事業を促進する。

また、公共牧野等の草地整備及び排水改良を実施し、公共牧場利用による酪農経営の省力化を推進する。さらに、今後の農業の近代化に対処するためには、農道整備並びに営農用水、畑地かんがい事業等総合的な土地生産基盤の整備が必要であり、隣接市町村との有機的連携をとりながら積極的に事業の推進を図る。

農村集落の再編成については、近年の農家人口の減少に伴い、地区的には、散居的な一面が見られるが、農道等道路網の整備が進められており、その必要性についても緊急性を増してきているので、さらに今後の推移を見極めながら対処していく方針である。

### 2 土地基盤整備開発計画

事業種目	事業の概要		受益の範囲		対図番号	備考
			受益地区	受益面積		
畑地帯総合整備事業 (担い手支援型)	暗渠排水 土層改良	287.0ha 619.0ha	第2小清水地区	813ha	A-1	(道営)
畑総パイロット (小清水地区)	緑ダム 頭首工 用水路 圃場施設 排水路 道路 農地造成 区画整理 管理施設	1カ所 3カ所 462km 12,930ha 9.1km 58km 1,120km 7,790ha 一式	小清水地区 (小清水・斜里・清里)	73,040ha	A-2	(国営)
畑地帯総合整備事業 (担い手支援型)	土層改良 農道 暗渠排水	389.8ha 2,110m 45.3ha	小清水南部地区	554ha	A-3	(道営)

### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

なし

### 4. 他事業との関連

なし

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1. 農用地等の保全の方向

農業生産のもっとも基礎的な資源である農地については、荒廃するとその回復が困難であるとともに、集団的利用の面からも、効率的な生産活動に弊害を招くこととなる。

また、農業は、多面的な機能を持つものと理解され、これらの機能の維持、増進により農業の持続的な発展を図るためにも、農地の保全については、常に配慮しなければならないものである。

#### 2. 農用地等保全整備計画（附図番号3号）

第2 農業生産基盤の整備開発の計画の2 農業生産基盤整備開発計画に含む。

#### 3. 農用地等の保全のための活動

離農や規模縮小農家等の農地を、農地保有合理化事業、農業経営基盤強化促進対策事業等の各種事業の積極的かつ効果的な活用を図り、認定農業者等の意欲ある担い手へ利用集積し、耕作放棄の発生を抑制することとし、地域における農地の利用調整活動を始め、認定農業者等の育成・確保に向けた諸活動を推進する。

#### 4. 森林の整備その他林業の振興との関連

なし

#### 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

##### 1. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方法

###### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業振興のため、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることから、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることとする。

具体的な経営の目標は、小清水町における優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する農業所得（主たる農業従事者1人当たり年間800万円程度）、労働時間（主たる農業従事者1人当たり年間1,800～2,000時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町に農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

効率的かつ安定的な農業経営の指標として、町内の優良な経営事例を基に、現在開発されている技術によって実現可能な経営類型を例示すると次のとおりである。

	営農類型	目標規模 (ha)	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化目標面積 (ha)
個人経営	1 畑専業 (I)	40.0	澁原馬鈴しょ・てん菜・秋まき小麦・春まき小麦・大豆・小豆・人参・緑肥	76	100
	2 畑専業 (II)	30.0	澁原馬鈴しょ・てん菜・秋まき小麦・大豆・にんじん	62	
	3 畑野菜複合 (I)	30.0	澁原馬鈴しょ・てん菜・秋まき小麦・大豆・にんじん・たまねぎ・ごぼう	123	
	4 畑野菜複合 (II)	20.0	澁原馬鈴しょ・てん菜・秋まき小麦・にんじん・たまねぎ・ごぼう	84	
	5 畑肉牛複合	15.0	てん菜・秋まき小麦・春まき小麦・食用馬鈴しょ・肉用牛	20	—
	6 酪農畑複合	25.0	てん菜・牧草・その他飼料作物・乳用牛	30	—
	7 畑養豚複合	15.0	てん菜・秋まき小麦・食用馬鈴しょ・にんじん・たまねぎ・ごぼう・豚	9	—
	8 酪農専業	30.0	牧草・その他飼料作物・乳用牛	20	—

(注) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

町・農業協同組合・農業委員会・農業改良普及センターが十分な相互連携の下で濃密な指導を行うため、農業支援センターの設置に向け関係機関の協議を取り進め、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営をめざす農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、農業支援センターが主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

## 2. 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農用地については農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体等への利用集積を図る。

特に近年高齢化、後継者不足等を主要因とする耕作放棄地が発生しているため、国が策定した「耕作放棄地全体調査要領」にもとづき町・農業委員会を中心に現在全町調査を実施している状況にある。

調査の結果各圃場を次の3区分に分類し緑・黄に分類された農地については今後設置される耕作放棄地解消対策協議会により農地所有者に対し次年度以降の取り扱い（耕作再開、保全管理等）を確認し今年度を目途に耕作放棄地解消計画を策定する。策定された解消計画により農業利用を図る土地として区分した緑・黄の圃場については国によるソフト・ハード事業を活用し耕作再開に向けて取り進めていく。

- ・緑……………人力・農業用機械で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能な農地
- ・黄……………草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき農地
- ・赤……………森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な農地

また、今後の農地流動化による受け手の確保が重要となっているため町・農業委員会・農業改良普及センター・農業協同組合により法人化推進体制の整備を行い地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成し経営の効率化を図るとともに、個別・家族経営についても複式簿記の記帳等条件が整った経営体から、その必要に応じて一戸一法人化を進める。

## 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

なし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1. 農業近代化施設の整備の方向

本地域は、てん菜、馬鈴しょ、小麦を重点作物とする畑作専業経営と菜豆、野菜、牛乳、肉牛及び肉豚を組み合わせた複合経営としての畑作野菜複合経営、酪農畑作複合経営、畑作肉牛複合経営、畑作肉豚複合経営及び牛乳を主体とする酪農専業経営の6形態を基本としているが、近年の農畜産物の輸入自由化等の国際化の中で、それら輸入農畜産物や他地域との産地間競争に勝ち得る生産出荷体制の整備を図る必要がある。

そのため畑作については、でん粉馬鈴しょ及び麦類について、合理化澱粉工場、麦類乾燥調整施設の各生産基盤整備による品質の向上を図っており、これら基幹作物に加え高収益作物である野菜を取り入れ農業所得の増大を図るため、各種補助事業を活用しながら収穫機械等の導入により労働力の軽減など省力化を推進する。

また、多様化する消費者の需要に応じるため、農協経営による野菜の多目的低温貯蔵施設や選果施設等の共同利用等についても、増設整備など施設の充実を図る。酪農については、多頭数飼養を目標に近年の労働時間短縮化の流れの中で経営とのバランスを考慮しながら、ミルクパーラー、フリーストールなどの飼養管理施設の導入及び公共牧野の利用を推進し省力化に努める。

### 2. 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利益組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
農産物処理加工施設 (畑作)	共和地区 澱粉廃液処理施設一式	全町	2,220ha	326戸	J A	B-1	
	小清水地区 人参洗浄選別施設予冷施設一式	全町	200ha	126戸	J A	B-2	
乾燥調整貯蔵施設 (畑作)	美和地区 麦類乾燥施設一式	全町	2,470ha	330戸	J A	B-3	

### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

なし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1. 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の高齢化が進行する中、小清水町の農業の持続的な展開を図るためには、認定農業者の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化の促進、農業後継者のみならず農業外からの新規参入者も含めた就農の促進、農業経営及びこれに関連する活動への女性の参画機会の拡大、高齢者の活動の場の確保を図っていく必要がある。

今後確保すべき新規就農者の目標については、農地の遊休化を未然に防止する観点から平成25年までに10名（農業生産法人等を含む。）確保したい。

このため、認定農業者の育成や農業外からの新規就農による担い手の育成・確保を図るための農作業体験施設、就農支援施設、農家住宅等の計画的な整備に努めるとともに、農村女性や高齢者等が意欲と能力を十分に発揮しながら産地直売等の地域活動に取り組むために必要な施設の整備を促進する。

### 2. 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対図番号	備考
農作業体験施設					
就農支援施設					
農家住宅	住宅	字小清水、泉、萱野、上徳、神浦、共和、旭、倉栄、中里、浜小清水、東野、北斗、水上、美和、止別 15棟	認定農業者、農業後継者、新規就農者又はその家族		
		字共和 517 番地の3 153 m <sup>2</sup>	認定農業者 1 名 その家族 4 名	1	
		字北斗 219 番地の3	認定農業者 1 名 その家族 6 名	2	
		字倉栄 127 番地の内 1166 m <sup>2</sup>	認定農業者 1 名 その他家族 6 名		

注1：「位置及び規模」欄は、字名及びおおよその利用者数を記入する。

2：「施設の対象者」欄には、農業後継者、新規就農者又はその家族、あるいは他の利用者について記述する。

3：「農家住宅」の整備計画が具体化した場合には、当該計画に基づく内容に修正する。この場合、農用地区域としない土地を含む場合には、「位置及び規模」欄に地番及び当該施設の面積を記入すること。

### 3. 農業を担うべき者のための支援の活動

認定農業者や農業生産法人などの育成・確保と担い手への農地の利用集積を図るほか、地域や経営の実状に応じた新たな作目の導入の検討、アグリビジネスなど農業者の創意工夫を活かした経営の複合化・多様化の取組を支援する。

また、新規就農者の確保を図るため、就農や経営向上のために必要な情報提供体制を整備するとともに、農業の技術・知識の習得への支援、就農準備等に必要な資金手当の支援に努める。

### 4. 森林の整備その他林業の振興との関連

なし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1. 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本地域の農業は、専業農家を主体とした土地利用型農業で広い農地を生かした、大規模経営による低コスト生産性の高い農業が営まれており、農業従事者の他産業への就業については現状においても、あまり多くは見受けられない。

今後においても農業従事者の意向に基づき、就業に対して積極的に指導、助言を行うことにより、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図り、産業活力にあふれ人間性豊かな生活が営まれる農村社会を形成する。

(単位：人)

区 分		男	女	合計
雇われ兼業	恒常的勤務	3	7	10
	出稼ぎ	1	0	1
	日雇い・臨時雇	344	512	856
	小計	348	519	867
自営兼業従事		1	0	1
合計		349	519	868

注：農業センサスにおける数値である。

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業経営者及び農業従事者に対して農業経営や農村生活及び就業等の意向を的確に把握し、農業従事者の意向に基づいた農業振興計画を策定する。

また、これらを推進するにあたっては、町、農協、農業委員会、農業改良普及センター等の関係機関、団体により協議を行い、連携による相談活動及び指導活動を推進する。

### 3 農業従事者就業促進施設

なし

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

なし



## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1. 生活環境施設の整備の目標

農村の生活環境は、近年、都会の生活環境レベルまで大きく向上してきているが、農家が散在する地域においては、やや遅れ気味であり、これからも生活水準の平準化を求め、快適な生活環境を整えることが望まれている。

そのため地域の要望を十分に把握しながら、道路網、上下水道等のライフラインはもとより、情報提供システムなどの整備を計画的に推進する。

また、健康的で安定した生活の確保のため、スポーツ、レクリエーション、文化活動などを促進する必要性から既存の施設の充実を図り、農村ならではの自然と空間を利用した農村公園等の施設整備を図る。

### 2. 生活環境施設整備計画

市街地及び主な集落地域については、上下水道が整備されているものの、対象区域外の農村部については、未整備となっており、給水区域の拡大、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活環境を向上する。(計画は未定)

### 3. 森林の整備その他林業の振興との関連

なし

### 4. その他の施設の整備に係る事業との関連

なし

## 第9 附図

別記 農用地利用計画

別記

2 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地および現況山林原野等に係る農用地区域

下表の「区域範囲」欄に掲げる地区内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地並びに、これらの土地にあって現況宅地（農業用施設用地を除く）境内地、墓地、鉄道敷地及び池沼でその他止別川、浦土別川支流、国有林、町道、電柱敷地であるものを除いた土地を農用地区域とする。

地区記号 区域番号	区域の範囲	除 外 す る 土 地
A-1	小清水町字水上、字泉、 字萱野、字中里、字北斗、 字止別、字旭、字東野、 字小清水の内784-6・784-5・ 784-7・804・809-1・817-38・ 817-37・817-1・849・848・847・ 846・850・852・755-2・755-1・ 754-1・760・759-1・756-2・ 756-3・756-1・757-1・757-3・ 757-2・758-1・763-2・765-1・ 764-4・764-5・764-1・763-1・ 762-1・746-4・746-1・747・744・ 742-3・739-3・711-1・710-1・ 709-1・699-3・699-4・699-2・ 714・715-1・715-3・715-2・96・ 108-1・111-1・121-1・122・ 58-1・60-4・60-5・60-1・61-1・ 66-1・66-3・65以上を含め順次 結んだ区域	字 小清水 67・68-1・68-9・71-5・71-6・79-1・80-1・105-3・105-4・105-6~105-11・105-18・105-23・108-73~108-90・709-1・ 715-2・742-1・743・744・749・751・754-1・754-2・754-7・759-1・761-1・761-2・770-8・809-1・809-28・817-37・ 817-40・817-42・817-43
		字 水上 2~6・9~13-1・14-1・14-2・27-4・45-2・54-2・77-2・91-1・91-2・97-1・99・100-1・101-2・103-1~103-3・104-1・105-2・ 109-1・109-7・110-2・110-5・112-1・113-1・123-2・136-1・136-5・139-1・140-1・141-1・141-12・142-10・143・145-1・ 150-1・153-9・155-4・155-9・167-1・172-2172-6・172-8・173-8・174-1・175-1・179-1・182-1・202・204・205-1・208・ 209-2・210-2・217・218・220・221・224・227・228・230・232~234・236・237-1・237-3・238-2・239-1・239-2・240-1・ 240-2・242-2~242-6・246-1・252-8・253-4・259-2~259-4・264・265-3・270-1・271-1・272-1・272-11・278-2・285-1・ 284-3・289-2・289-4・292-2・294-2・295-1・296-3・296-7~296-9297-2・317-1・317-5・319-2・319-13・320-5・ 321-1・321-5・322-6・323-6・325-7・326-9・327-1・329-1・329-2・329-16・329-17の一部332-2・332-5・332-9・333-6・ 336・337-3・339-2・340-2・341・342・343-7・347-2・348-2・356-3・359-1・360-1・360-3・361-1・362-4・367-7・369-10・ 372-2・374-1・375-1・379-1・380-1・381-1・382-1~382-5・383-1~383-13・384-2・384-6~8・386-2・386-4・387-1・ 395-1・396-2・396-3・397-1・399-8・399-10・400-2・400-5・400-12・401-9・407-1・412-1・426-6・432-3・433-1~433-4・ 437-1・437-2・439~440-2・441-1・441-2・443-2・444・445-1・446-3・449・450・452-21・453-2~455・457-1・465-1・ 466-1~466-3・469-1・469-2・470・472-1・472-4・472-22・473-1・474・484・485-1・487・504・505・527・542-6・547-1・ 548-3・550-8・550-15・551-12・565-1の一部・567-4・569-1・570-1・572-1・579-1・579-4・582-1・583-1・584-1・ 585-1~585-8・586-1・586-4・586-5・589-2~589-4・591-1・597-1・597-2・597-4・598・601-4・601-2・601-37・ 620-1・636・637・639-2・643-1~643-5・645-3・653-1・653-3・666-1・667-7・671・672-1・672-3・673-2・674-1・675-1・ 676-1~676-7・677-1・678-2・678-5・681-1・681-2・682-1・692-1・693-1・693-3・694-1・694-2・695・696-1・697-1・ 698-1・699・700・701-1・703-1・704・714-3・716-1
		字 泉 1-1・1-2・2~4-1・13-2・19-1・26-2・28-2・32-2・32-3・62・63-1~63-3・71-2・71-3・72-1・72-16・78-1・90-2・108-2・ 108-5・112-1・112-7・122-1・123・124-2・127-1・139-2・140-2・145-1・145-2・166・167-1・170-2・170-5・170-8・ 172-1・172-2・173-1・175-2・189・201-1・218-2・219-3・219-6・221-2・246-1~246-3・248-1・256-2・256-5・277-2・ 277-6・293-1・293-3・293-4・293-11・293-12・307-1・316-1・331-1・331-3・334-2・335-1・339-2・339-9・347-2・ 352-2~352-5・386-6・386-4・394-2・401-1・403-1・404-4・405-1・406-2・407-1・408~409-2・414-11・419-1・420-1・ 422-1・430-2・442-1・442-3・446-3・458・406-3・461-1・462-1・463-2・500-1・507-1・513-1・513-2・513-4~513-6・ 514-3・514-4・515-8・511-11・526-2・534-2・534-6・538-2・538-3・543-2・543-4・543-11・550-2・561-3・564-5~564-7・ 565-6・565-8・565-9・572-4・573-3・575-1・575-2・575-3・579-2・579-21~579-23・589-1・590-1・592・593-1・596-2・ 596-4・599・600-3・602・658・659-1・662-1・662-3・663-1・667-1・668-1・671~678-1・680・681-1・683-1・683-2・ 687-1・689-1
		字 萱野 1-4・5-7~5-9・5-14・6-1・7-4・8-2・10-5・17-1・37-5・54-1・54-4・ 54-5・58-2・61-4・63-2・70-4・76-10・94-3・94-7・99-1・ 100-3・102-1・103-1・106・116-4・129-1・132-2・143-2・ 150-3・151-3・151-5・151-6の一部・153・171-1・191・202・208-2

地区記号 区域番号	区域の範囲	除 外 す る 土 地
A-1		字 中里 1-3-1-4・2-3-10-2-13-2-26-1-29-1-30-5-30-8-42-3-79-81-2-81-2・81-3-87-1-87-2・ 92-3-102-2・102-3-113-2-114-3-133-3-138-139-3・139-4・140-2・140-3-144-1・ 153-156-173-1-173-2-187-3-192-1-195-200-201-4・201-5-213-1-215-1-243-1~243-4・ 248-5-249-1-251-1-259-3-260-1-263-268-2-272-3-288-1-290-2-291-1-291-3・291-4・ 304-2・305-2・306-1-307-5-318-1-327-1-329-1-355-1-362-363-3-366-1-372-4-373-1・ 373-3-374-1-378-1-387・391-395-1-395-6-396-1-401-1-408・412・415・419-1-421-1・ 423-428-3-429~432・436-2-444-446-4-448-1-450-3・450-4-457-1-459-2~459-4-460-5・ 460-7-460-8-466-1-467-3・469-2-475-476-1・476-2-489-2-489-3-489-7-491-7-496
		字 北斗 3-1-12-1-14-4-14-5-15-2-16-3-25-5-29-36-1-37-1-37-2-38-1-38-2-41-1-49-2-49-5-50-4-70-1-75-4-85-4-94-1-114-1-117-4-117-5-130-2-132-1・ 132-2-137-3-165-2-166-1-178-219-3・233-2-233-3-233-5-234-2-234-4-235-3-237-3-237-4-238-2-247-3-248-250-3-250-4-252-261-5-282-1-312-1・ 315-325-2-350-1・350-3・350-4-382-1-382-6-383-2-404-1-406-5-407-4-407-5-420-1-421-1-422-4-423-1-425-1-435-6-443-447-4-447-5-448-1・ 448-2・456-2-458-461-4-470-2-472-2-480-518-540-5-542-1-544-5-544-8-544-11-545-3-545-4-557-558-3-565-3-583-1-583-3-584-1-585-593-2-602-2・
		字 止別 733-733-2-732-2-731-2-729-2-730-728-734-79-20-97-5-97-6-748-98-742-5-742-1-759-759-3-759-2-32-2-36-6-36-3-61-2-75-8-75-5-72-65-727-729・ 731-732-以上を順次結んだ区域、1-2-3~5-6-1-6-2-7-1-7-2-8-1-8-2-9-14-1-15-1-16-1-19-4-20-1-20-7-21-7-101-3-101-4-101-6-103-3-104-6-115-2・ 124-3-129-4-129-8-129-9-130-1-140-1-142-1-143-1-145-3-147-2-147-5~147-7-150-1-150-3-158-2・158-3-159-1-159-3-160-2~160-6-160-11-160-12・ 160-14・160-15-161-2-163-164-2-165-166-3-166-4-169-6-169-9~169-11-171172-2-172-3-172-7-173-1-173-4-175-1-175-4-177-1-177-4-183-1-183-3・ 184-2-185-3-186-1-204-3-215-3-215-4-218-3~218-5-219-2・219-3219-5~219-7-220-1-220-2-221-3-224-1-227-1-227-3-232-2-233~234-2-238-1・ 247-3-250-1-250-2-252-261-266-2-282-2-282-6-294-3-295-302-3-303-2-303-4-309-3-311-4-313-1-321-1-322-1-322-1-326-3-330-333-2-334-2-335-4・ 339-1-345-1-348-351-2-363-1-371-4-376-1-382-2-384-2-385-2-385-4-385-5-391-3-404-412-2-413-2-433-2-435-1-439-2-451-2-451-3-452-2-455・ 461-3-463-5-464-3-464-4-467-475-481-1-481-2-485-486-2-486-3-490-2-501-1-504-2-504-3-505-506-513-1-524-1-526-6-527-531-3-540-2-541-1・ 541-2-547-1-548-2-569-577-3-577-4-582-583-2-587-2-587-4-591-592-595-2-595-3-603-2-603-3-614-2~614-5-619-4-619-5-622-1-624-2-625-643・ 651-2-679-1-681-2-681-5-688-2-694-1-699-1-700-1-709-3-718-1-718-3-719-1
		字 旭 1-3-2-1-3-3-11-2-13-2-16-2-16-6-17-19-21-1-24-2-26-34-134-10~12-35-3-40-2-41-2-41-6-50-68-1-68-5-72-1-72-5-75-2-101-1-101-3-102-103-2・ 111-2-114-1-120-3-121-1-122-1-126-1-126-3-126-4-127-4-128-7-132-139-3-139-4-141-3-151-4-151-5-153-1-154の一部・162-2-165-3-165-4-170-3・ 173-1-177-3-183-186-3-192-3-199-1-201-3-201-4-202-3-203-3-203-4-219-1-219-3-219-7-221-1-227-1-241-1-256-2-256-3-261-4-264-3-264-5-265-2・ 266-274-283-2-283-5-286-3~286-5-286-7~286-12-292-4-294-295-1-299-3-301-2-304-3-305-3-310-2-310-3-311-3-312-1-316-1-316-2-318-3-323-2・ 326-4-327-2-329-3-329-4-330-3-332-1-335-4-335-5-337-1-337-5-340-2-341-342-1-353-2-354-2~354-4-355-2-368-2-369-1-371-3-372-3-373-7・ 373-11~373-17-374-5-377-1-377-2-381-3-385-1-385-4-385-7-387-2-387-3-389-2-390-2-391-2-392-4-392-6-394-3-396-1-399-3
		字 東野 8-1-34-2-38-3-39-6-49-6-49-7-56-9-57-11-58-59-2-61-7-61-8-63-2-63-3-66-5-66-10-74-1-74-5-74-6-74-15-74-23・74-24・74-26-79-1-82-2・ 110-2-110-5-111-1-111-2-122-5-124-1-125-7-130-131-1-135-2-135-3-152-1-153-6-155-3-160-162-2-166-1-167-4-169-2-186-1-186-3-191-5-192-5・ 193-1-197-201-1-201-5-201-6-204-3-205-1-209-1-209-3-211-1-218-1-218-2-218-6-220-3-229-2-229-7-230-1-231-3-232-233-9-234-1-235-7-237-2・ 237-3-237-9~237-11-238-3-238-4-240-2-240-10-240-11-240-13-241-1-241-5-254-1-257-1-284-6~284-11-285-1-294-5-299-11-301-2-360-7-365-3・ 302-3-306-1・306-2・306-4・306-6・306-7・306-9-307-2-308-309-3-311-7-313-1-313-7-316-5-323-1-330-5-330-6-347-2-348-5-349-5-349-15・ 359~360-2-360-6-369-2-369-3-370-2-370-5-370-9-370-10-371-1-371-4-371-6-371-7-371-11-372-1-372-3-374-2-374-9-376-1-376-6-376-12-376-13・ 377-4~377-7-378-3-378-6-379-3-383-5-384-1-385-4-385-6-385-12-385-13-386-10-387-3-387-18-387-22-387-24-389-3-394-3-398-1-398-3-398-12・ 403-19-404-2-423-12-423-13-424-1-424-2

地区記号 区域番号	区域の範囲	除 外 す る 土 地
A-2	小清水町字浜小清水、 字倉栄、字美和、字共和、 字上徳、字神浦、	字小清水 1-2・1-8~1-10・630-1・630-2・630-3・630-6・633-5・633-6・633-8・639-5・640-1・640-5・640-6・642-1・ 642-3・643-1~643-3・643-10・643-12・644-1~644-3・650-60
	字小清水の内863-6・863-1・ 864-1・863-3・862・631-4・ 635-1・636-1・637-1・638-1・ 639-1・642-7・642-1・642-3・ 643-2・643-12・643-10・ 643-13・643-3・644-3・644-1・ 13-1・1-8・1-2・1-10・1-9・1-1 以上を含め順次結んだ区域	字浜小清水 19-30・19-2・19-7・19-5・19-6・19-25・19-31・19-32・21-20・21-29・105-4・102-1・102-2・100-3・100-4・100-5・100-6・100-7・ 106-6・112-4・112-1・112-5・113-1・113-2・115-2・114-4・84-1・85-1・455-1・85-11・94-1・89-1・89-2・72-1・72-4・69-2・508-3・483・ 474-6・474-1・59-2・59-10・59-9・59-8・59-4・59-7・59-3・59-5・435-1・469-2・469以上を順次結んだ区域・1・2-1・3-1・3-2・4-1・4-3・4-6~4-8・ 4-19・4-21~4-23・5-14-2・15-2・16-1・16-4・16-6・17-18・20-3~20-5・67-1・67-2・67-4・68-4・74-2・82-1・105-1・105-8・ 105-11~105-14・108-2・110・111-5・111-2・122-1・123-1~123-3・124-1・124-5・125・126-1・126-2・127-1・128-1・128-2・ 129-1・129-2・130-1・130-6・132-2・136-3・136-6・136-10・136-12・136-14・136-27・136-28・136-30・136-32・136-33・137-1~137-8・ 137-14~137-19・138-2・142-1~142-3・146-1・148-2・148-5・149-3・152-5・152-6・154-6・154-7・165-2・165-8・170-1・183-4・ 183-5・195~196-2・196-4・196-5・196-8・196-9・197-1・197-2・198-1~198-3・201-1・201-2・202-1・202-2・203-1~203-3・204-1・205-1・ 206-1・206-2・207-1・208-1・208-3・209-1・209-2・209-4・211~212-3・218-2・219-2・220-3・221-2~221-4・222-1・222-2・223-2・223-3・ 227-1・227-3・236-4~236-6・242-1・243-4・243-5・245-3・246-1・249-1・258-2・258-3・259・260・262-2・265-2・265-3・268~270・272-3・273-1・ 274-4・275-2・275-4・279-1・281-3・282-2・296-1・297-3~297-8・298-2・298-3・301-1・301-2・303-1・303-5・308-6・309・318・320-1・321-4・ 321-5・323-1~323-3・328-2・330-1・334-1・335-1・335-3・335-4・338-2・338-3・350・358-3・367-2・368・370・372・373・382-1・383-1・384-4・ 386-5・386-6・387・391-2・392-2~392-4・393-1・393-2・395・400・401-2・402・403-2・403-5・404・405-2・405-6・413-2・415・423・427-1・428・429・ 439-4・440-2・444・446-3・451-2・506・507-2・508-1・508-3・508-4・510
		字倉栄 1-4-2・5-1・6-2・10・13・14-1・15-1・19・20-2・21-1・27-1・28-1・29-1・30-1・31-1・32-1・33-1・33-2・34-1・35-1・36-1・37-2・38-2・ 48-1・48-3・48-4・52-6・58-1・58-3~58-6・60-3~60-5・66-5・67-4・69-1・69-5・69-6・70-1~70-3・70-5・70-7・73-4・73-5・73-9・73-10・ 75・76-1・77-1・77-2・82-5・86-5・94-2・94-4・94-5・99・115-2・121-1・122-1・124・127の一部・128-3・132・138-2・139-4~139-6・145-1・146-5・ 146-6・147・154-2・160-1・161-4・162・165・178-4・179-1・180-4・185・186・187-4・188・189-5・191-3・192-1・193-2・194-1・197-2・198-1・ 199・200-2・201-1・203・204-2・205・224・225・226-2・227-2・228-2・229-2・239-1・239-3・241-6~241-9・241-11・242-3・242-4・ 244-3・246-2・248・269-1・271-3・272-1・273-1・273-2・274-1・274-6・280-1・283-1・284-1・285-4・286-1・291-1・294-1・297-1・ 298-3~298-5・299-1
		字美和 1-2・1-4・2-2・4-6・5-3・7・12-2・14-1・21-1・58-1・63・64・84-2・89-3・99・108-1・ 108-4・109・110-2・110-5・127の一部・128・139-3・144・154-3・163-1・184・193-11・201-1・201-8・ 201-9・213-7・213-10~213-13・224-1・224-9・232-6・232-7・248-16・272-2・272-4・ 274-2・275-2・286・290-5・294・323-1~323-4・324-1・324-2・337-2・347-7・347-12・ 355-1・355-3・355-6・355-7・356・361-2・369・373-2・382-7・385・390-2・390-3・ 391-1・393・394-3・404-1・407-3・408-2・413-1・413-5・434-3・434-6・434-8・441-1・ 443-1・450-1・458-1・464-1・468-1・468-5~468-8・473-1・473-4~473-6・ 476-1~476-3・476-5・476-6・481-1~481-3・481-5・481-7・481-8・418-13~481-21・ 482-4・489-2・493-1・493-2・493-3・496-14・499-4~499-6・508・508-2・509-3・509-4・ 509-11・510-1・511・511-4・513-1・517-1・517-3・518-3・521・522・526-3・530-8・531・ 533-2・535-5・535-10・538-2・546-2・548・551-2・551-3・552-1・553-1・553-3・554-1・ 555-1・556-1・556-4~556-6・558-3・559-5・560-2・565-1・566-1・567-1・570-3・ 571・574-1
	字共和 9-1・12-3・13-3・13-7~9・16-5・18-1・18-12・19-8・23-2・26-1・28-1・36-2・36-6・38-6・38-14・41-6・41-12・ 42-2・42-6・43-2・44・46-5・63・73-2・74-1・76-1・86-1・86-2・86-5・86-17・92・93-1・93-2・	

地区記号 区域番号	区域の範囲	除 外 す る 土 地
A-2	字共和	122-2・124-1・124-3・128-1・128-2・128-11・128-12・137-5・143-1・ 166-4・166-6・166-21～166-27・170-2・172-2・172-3・173・177-4・ 180-4・210-3・212-2・212-3・215-1・215-8・219-1・219-7・226-1・ 233-1・236-1・237・241-5・243-1・246-3・252-1・253-1・254-1～254-3・254-5 259-3・259-7・260-2・260-7・260-8・260-20・263-2・266-3・ 267・268-3・277・278・293～296-2・296-5・296-13・297-1・297-2・297-9・299-1・302-2・303-2・ 308-1・309-2・310・326-2・327-3・327-4・336-2・336-7・339-1・341-1・341-2・347-6・ 349-1・350・351-4・352-1・352-2・356-1・356-3・357・359-1・359-5・ 362-2・377-1・384・400-2・405-5・405-6・406-1・406-2・410・411-1・412-4・416・419-2・ 420・422-2・423・425・428-1・429・430・443-1・444・446・447-1・ 448-1・448-2・450-3・454・456-1・462-1・463-2・464-2・464-3・475-1・479-1・ 480-3・480-4・480-6・486-1・488-1・500・501・506-2・507・508-1・509-5・512-13・517-1～517-3・ 520-1・520-7・523-3・523-4・524-1・524-4・525-1・537-1・537-5・539-2・540-4・540-5・545-1・545-7・ 546-1・546-14・547-10・549・550-2・550-7・576-3・578-1・579-1・580-1・587-1・588・591-1・ 591-2・592・605-7～605-9・625・637-2・637-4・651-1・655・656・657-1・658-1の一部・659-1・659-10・ 665-1・665-3・665-5・665-6・666-1・666-9・666-20・666-21・672-2・672-9・672-10・673-1・684-1・685-1・686-1・ 687-2・692-1・692-2・693～697-1・697-5・698-1・699・703-3・703-7・706-1・707-1
	字上徳	2-3・2-4・3-1の一部・6-1の一部・9-1の一部・9-2・10・15～16-2・17-1・17-2・22・25-1・28-1・33・34・40-1の一部・40-7・45-1・46-1・47・48-1の一部・ 48-2・49-1・59-1・60・62-1の一部～62-3の一部・63-1の一部～63-3の一部・64-1の一部・64-2・64-3・65の一部・66-1の一部・66-3～66-6・72-1・73-1の一部・ 73-3・74・76-1の一部・77の一部・78-1の一部・78-3・79-1の一部・82の一部・83の一部・84-4の一部・85-2の一部・85-3・86-1・86-2の一部～86-5の一部・87の一部・ 97の一部・98の一部・99-3・100-1・101～103-1・108-2～116-1・117-1の一部・117-2・118-1の一部・120-2・120-3・124-1・124-2・125-1・125-2・ 126-1・126-2・127～134・135-1の一部・135-2の一部・136-2・137の一部・139-1・139-2の一部・146の一部・147・148の一部・150-1の一部・151の一部～ 153の一部・155-1・155-2・156-1・156-2の一部・157-1の一部・157-3の一部・158の一部・159の一部・167-1・168-1・169-1・171の一部・172・175-1・ 181-1の一部・189-1の一部・190-1の一部・194-1・194-4・195-1・195-2・195-5の一部・195-8・198-1の一部・198-2の一部・199-1・208-1・209～212・ 215～216-2・217-1・217-2・218-1・218-2・219・220・225-1・226～230-2・231-1～231-3・232-1～232-3・233～238・241～242-2・243～ 243-3・244-1～244-5・246-2・247-2・247-3・248-1・249-1の一部・250-1の一部・252-1の一部・254の一部・255・255-3の一部・256-1・257～259-2・ 260～263-1・264-1・267～271-1・271-7・273-1・273-2・274-1・275～277-1・278-1・279-1・280-1・280-2・281・282-1・283-1・285・ 286-1・292-1・292-2・293-1の一部・293-2・294・296・297・299-1・299-2・300-1・300-2・301～302-3・303-1・303-2・304・305・317-1・ 320-1～320-4・321-1・321-2・323-1・323-2の一部・336～337-2・338・339-1・341-1・341-2の一部・341-3・341-5・351-1の一部・351-2・ 351-3の一部・351-6・351-8・354-1の一部・354-3・355-2・356-1の一部・357-1の一部・358-4・359-1の一部・359-2の一部・360～362-1・363-2・364～ 369-3・370の一部・371-1の一部・374の一部・375の一部・377-1の一部・383-1の一部～383-4・385-1・385-2・387-6の一部・387-8・400-1の一部・401-1の一部・ 401-3の一部・401-5・402-1・403-1・403-4・403-9・404-1の一部・404-9・406・410の一部・416・417の一部・421-1の一部・421-2の一部・422～426-1・ 426-3・428-1～428-5・429-1～429-5・430～431-2・432～437-1・438-1・438-2・439-1・439-2・440-1・440-2の一部・441・442-1・442-5・ 445-2・448-1・449-1・450～454-2・455-1・455-2・456-1・456-2・457-1・457-2・458-1・458-2・459-1・459-2・460-1・460-2・461-1・ 462-1・463-1・464-1・465-1・466・467-1・468-1の一部・469-1の一部・470～471-2・472～473-2・474-1・474-2・475-1・476-1・477-1・479～ 488・489-1～489-7・632-2・633の一部・634・641-1・641-2
	字神浦	2-2・3-3・4-1・5-2・12-1・20-2・21-2～21-4・31-1・36・38-1・43-1・43-10・43-12・43-14・50-2・52-2・54-1・ 58-7・58-2・65-4・66-1・66-2・71-1・72-1・72-2・77・78-1～78-36・80-1・82-2・83-2・83-3・84-2・84-3・85-2・95-2・96-1・97-1・98-1～98-4・101・104～105-2・ 106・108・113・114・117・119・121～123-1・124・125-1・126-1・126-2・129-1・130・131-2・142-1・149-3・149-4・168・169-1・170-4・174-1・179-4・180-1・185-4・ 187-1・187-4・190-4～190-6・196-2・200-1～200-4・202・203-2・206-2・223-2・223-12・223-13・224-4・238-4・238-7・239-1・247・252-1・252-4～252-6 ・252-21・253・254-1・255-1・255-2・262・263-1～263-3・264・266-1・266-2・267・268-1・268-2・269-1・270-1～270-4・273-3・ 274-3・277-1・277-4・278～279-4・280-1・281-1～281-3・282-1・284・285-1・286・287-2・288-3・289-1・301-1・301-2・302-2・304-3・305-1・306-1・ 306-2・307-1・308-1・309-1・313-1・314-6～314-8・315-1～315-3・316-1～316-3・318-1・318-2・319・320・322・325-1・325-2・327-1・327-4・327-5・ 330-1・332-1・333・333-2・336～338・339・343-1・355・373-2・386-1・386-2・386-6・388-1・394・395・396-2・397-2・407-1・407-3・ 408・409-4・409-6・410-1・413-1・421-2・428-1・435-2・435-11・439-2・446～449・453-1・453-2・

別記

2 農用地利用計画

(1) 農用地区域

イ 現況農用地および現況山林原野等に係る農用地区域

下表の「区域範囲」欄に掲げる地区内に含まれる土地のうち「農業用施設用地」欄に掲げる土地並びに、これらの土地にあつて現況宅地（除外する土地を除く）境内地、墓地、鉄道敷地及び池沼でその他止別川、浦土別川支流、国有林、町道、電柱敷地であるものを除いた土地を農用地区域とする。

地区記号 区域番号	区域の範囲	農 業 用 施 設 用 地
A-1	小清水町字水上、字泉、 字萱野、字中里、字北斗、 字止別、字旭、字東野、 字小清水の内784-6・784-5・ 784-7・809-1・817-38・817-37・ 817-1・849・848・755-2・755-1・ 754-1・760・759-1・756-2・ 756-3・756-1・757-1・757-3・ 763-2・763-1・	字 小清水
	762-1・746-4・746-1・747・744・ 742-3・739-3・711-1・710-1・ 709-1・699-3・699-4・699-2・ 714・715-1・715-3・715-2・96・ 108-1・111-1・121-1・122・	字 水上    203の一部・286-3の一部・375-7・377-21~23・472-22の一部・472-34の一部
	58-1・60-4・60-5・60-1・61-1・ 66-1・66-3・65以上を含め順次 結んだ区域	字 泉        576-4
		字 萱野    154の3
		字 中里    42-1の一部・92-1・249-21・267-2の一部・367-4
		字 北斗    76-1の一部・85-1の一部・500の一部・504の一部・583-13
		字 止別    265-1の一部
		字 旭        24-1の一部
		字 東野    153-6・187-7・235-2の一部・334-1の一部・384-2の一部

地区記号 区域番号	区域の範囲	農 業 用 施 設 用 地
A-2	小清水町字浜小清水、 字倉栄、字美和、字共和、 字上徳、字神浦、 字小清水の内863-6・863-1・ 864-1・863-3・862・631-4・ 635-1・636-1・637-1・638-1・ 639-1・642-7・642-1・642-3・ 643-2・643-12・643-10・ 643-13・643-3・644-3・644-1・ 13-1・1-8・1-2・1-10・1-9・1-1 以上を含め順次結んだ区域	字小清水
		字浜小清水 439-4・439-5・440-2
		字倉栄
		字美和 319~322-8・337-2・392・434-9・528-3・570-5の一部
		字共和
		字共和 535
		字上徳
		字神浦 149-1の一部・614-1・614-2・614-4